

国家知識産権局 工業信息化部による「知的財産権によって専精特新中小企業の革新的な発展を支援するための若干の措置」に関する通知

公表日：2022-10-24

国知発運字〔2022〕38号

各省、自治区、直轄市、新疆生産建設兵団知識産権管理部門、工業信息化主管部門：

ここに、「知的財産権によって専精特新中小企業の革新的な発展を支援するための若干の措置」を発行する。実情を踏まえて、入念に履行、対応に当たること。

特にここに通知する。

国家知識産権局 工業信息化部

2022年10月13日

知的財産権によって専精特新中小企業の革新的な発展を支援するための若干の措置

習近平総書記の「企業革新の推進に力を入れて、財産権の保護を強化し、より多くの『専精特新』中小企業の出現を促す」ことに関する重要な指示の精神を深く徹底し、中国共産党中央委員会、国務院が「専精特新」中小企業の発展を支援する決定と施策を全面的に実行し、中国共産党中央委員会と国務院が発行した「知的財産権強国建設要綱（2021-2035年）」と「『十四五』国家知識産権保護と運用計画」、工業信息化部など19部門が発行した「『十四五』中小企業発展計画」及び国務院中小企業発展促進チーム事務局が発行した「『専精特新』中小企業のための具体的な取組リスト」を確実に推進し、中小企業知的財産権戦略推進プロジェクトを徹底的に実施し、「専精特新」中小企業の革新と発展を支援し、より多くの中小企業が「専精特新」の道をうまく歩めるように牽引するため、特に以下の措置を制定した。

一、知的財産権の創造レベルを高め、企業の革新能力を強化する

（一）企業の知的財産権創造の質と効率の向上を支援する。専利専利、商標審査のグリーンチャネルの役割を十分に発揮し、「専精特新」中小企業の新技術、新製品の知的財産権保護を効率的に取得できるように支援する。各地方の知的財産権管理部門は、「専精特新」中小企業の専利優先審査政策を享受できるように積極的に支援し、専精特新「小巨人」企業の条件に合致する専利優先審査請求を優先的に推薦しなければならない。本地域の「専精特新」などの中小企業に向けて、知的財産権出願の特別指導を年1回以上実施し、専利出願集中審査、専利審査ハイウェイ、商標優先審査などの政策を宣伝・紹介し、企業が国内外でより多くの技術含有量が高く、市場の見通しがよく、競争力の高い知的財産権を形成するよう指導・支援する。

（二）知的財産権管理を企業革新の全プロセスに統合することを促進する。世界の先進企業管理モデルをベンチマークし、「革新管理-知的財産権管理ガイドライン（ISO 56005）」という国際標準を普及・適用し、全国知識管理標準化技術委員会標準普及・応用総合サービスプラットフォームをさらに改善する。また各種の革新主体に国際標準の周知徹底するための解説、コーストレーニング、能力査定、事例共有などの総合サービスを提供し、全国に向けて専精特新「小巨人」企業をいくつか選抜し、先駆けて国際標準適用のモデルケースを実施し、企業革新の全プロセスへの知的財産権管理の統合を推進し、ニッチトップ企業と先導企業の育成を加速させる。各地方の知的財産権管理部門、工業信息化主管部門は「専精特新」中小企業を組織し、標準普及・応用総合サービスプラットフォームを通じて知的財産権と革新能力の等級別評価、学習向上を行い、標準化手段を用いて革新能力及び効率を持続的に高めなければならない。

（三）中小企業向けの専利ナビゲーションサービスメカニズムの構築を加速する。国家専利ナビゲーション総合サービスプラットフォームの構築を加速し、「専精特新」中小企業向けにコーストレーニング、成果共有、およびインテリジェントアプリケーションツールなどの総合的なサービスを提供し、企業専利ナビゲーション実務の需要を満たせるようにする。各地方の知的財産権管理部門は、中小企業の特徴ある産業クラスター、知的財産権モデルケース園區などに重点を置いて、専利ナビゲーションサービス拠点をいくつか配置・建設し、国家専利ナビゲーション総合サービスプラットフォームの機能を十分に運用し、地方の工業信息化主管部門などの産業部門との連携を強化する。地域の重点産業分野の計画配置をめぐって、鍵となるコア技術の難関攻略などの重要なプロジェクトに焦点を当てて専利ナビゲーションを展開し、産業の発展の目標、位置づ

け、経路分析を強化し、「専精特新」中小企業の革新的な発展のために方策のリファレンスを提供し、企業の知的財産権リスクの予防と抑止を支援し、専利のポートフォリオプランニングを最適化し、企業の事業展開を効果的に支援する。

二、知的財産権の効率的な運用を促進し、企業のコア競争力を高める

(四) 企業が良質な専利技術を取得・実施することを支援する。各地方の知的財産権管理部門と工業信息化主管部門は、専利開放許諾のモデルケース事業を深く推進し、地方の中小企業公共サービスプラットフォームを通じて専利開放許諾に関する情報を発表し、「専精特新」などの中小企業向けに大学と企業のマッチメイキング活動を開催し、ライセンス使用料の価格設定に関する指導、ライセンス許可後の産業化関連サービスを遂行しなければならない。国家知的財産権運営サービスシステムの構築重点都市、産業知的財産権運営センター、産業技術基礎公共サービスプラットフォームなどは、「専精特新」などの中小企業のニーズを深く掘り起こし、地域、産業の技術需要ベースを構築し、専利の常態化需給結合メカニズムの確立を加速し、企業の専利技術の正確な取得と効率的な実施を促進する。

(五) 企業の主な事業への知的財産権貢献度の向上を促進する。国家専利密集型製品登録認定モデルケースプラットフォームの整備を加速し、各級・各種の産業政策、知的財産権政策などによる専利密集型製品への支援を強化する。各地方の知的財産権管理部門と工業信息化主管部門は、専利密集型製品の登録業務の推進を加速し、「専精特新」などの中小企業の条件に合致する主力製品がモデルケースプラットフォームの登録認定に合格するよう指導・支援し、専精特新企業を専利密集型産業発展の主力にするよう推進しなければならない。

(六) 知的財産権金融サービスの効果を高める。「専精特新」中小企業の特徴に応じて、知的財産権侵害保険、執行保険、海外権利侵害責任保険、担保融資保証保険などの製品の開発を支援し、企業の革新リスクを効果的に低減する。各地方の知的財産権管理部門は、関連部門と協力して、知的財産権担保融資が園區に参入し、企業に利益をもたらすという特別行動を徹底的に実施し、ベンチャー投資などの各種投資機関の役割を十分に発揮し、「専精特新」の特別なマッチメイキング活動を組織し、「専精特新」中小企業の知的財産権の投資融資ニーズのフルカバーを実現しなければならない。専利評価ガイドラインの国家標準の作成を組織し、国民経済のさまざまな産業における専利ライセンス料に関するデータを引き続き発表し、知的財産権価格の発見メカニズムの形成を促進し、「専精特新」中小企業向けの知的財産権融資サービスを支援する。

(七) ブランド価値向上計画を実施する。「専精特新」中小企業などを主体として、数千の企業を組織して率先してモデルケースを実施し、企業が商標と専利の組み合わせ効果を発揮し、ブランドの付加価値と市場競争力を高めるよう指導する。「百城百品（100都市100製品）」の地域ブランド構築を実行し、各地が団体商標、証明商標制度を十分に活用できるよう支援し、条件が備わった中小企業の特徴ある産業クラスター、先進的な製造業クラスターなどを拠点に、製造業、サービス業、新型農業などの特徴ある地域ブランドを育成する。各地方の知的財産権管理部門は、商標ブランドのガイダンスステーションの基準管理と能力構築を強化し、「専精特新」中小企業に専門的なサービスを提供し、中小企業の商標ブランド構築のガイダンス サービス モデルをいくつか作成しなければならない。

三、知的財産権の保護を強化し、企業の革新的な発展を護衛する

(八) 知的財産権の迅速な協調的保護を強化する。各地方の知的財産権管理部門と工業信息化主管部門は、情報の疎通を強化し、管轄区内の「専精特新」中小企業と「小巨人」企業に関連する情報を共有し、「専精特新」などの中小企業の知的財産権保護ニーズと案件の手がかりや情報の収集をしっかりと行い、「専精特新」などの中小企業の専利権利侵害紛争に関する行政裁決の処理に力を入れ、知的財産権の迅速な協調的保護を提供しなければならない。

(九) 企業の知的財産権保護支援を強化する。各地方の知的財産権管理部門は、業務モデルを積極的に革新し、権利保護支援業務システムを末端まで広く行き渡らせ、「専精特新」などの中小企業の知的財産権保護支援特別活動の展開を模索しなければならない。知的財産権の海外権利保護・相互扶助メカニズムの確立と整備を推進し、企業と関連機関が知的財産権の海外権利保護・相互扶助基金を設立することを奨励し、「専精特新」中小企業の海外知的財産権保護への支援に力を入れ、企業の「海外進出」を後押しする。

四、知的財産権サービスの保障を強化し、企業を支援し、利益をもたらせるよう実効力を高める

(十) 知的財産権情報サービスと宣伝・活用のレベルを向上させる。知的財産権基礎データの公開共有範囲を持続的に拡大し、共有ルートと方式を最適化し、知的財産権情報化サービスシステムの統合、最適化、アップグレードを加速させ、知的財産権公共サービスネットワークの「インターネットを活用したワンストップ公共サービス」機能を十分に発揮させ、「専精特新」中小企業のために情報照会、検索、分析などのワンストップサービスを提供し、知的財産権情報サービスを取得する企業のニーズに答える。各地方の知的財産権管理部門と工業信息化主管部門は、知的財産権情報公共サービス機構をオンライン・オフラインなどの手段で総合的に運用し、中小企業に無料または低コストの差別化、特色化されたサービスを提供するよう指導し、中小企業向けの情報サービスの優れた事例を普及・宣伝しなければならない。国家知的財産権公共サービスネットワーク、専利検索・分析システムなどの公共サービスリソースの宣伝・普及に力を入れ、重点産業と新興技術分野を中心に専門化公共サービスプラットフォームと特定のテーマデータベースを構築し、中小企業の知的財産権情報の利便性とアクセシビリティを高めなければならない。

(十一) 知的財産権サービスの的確な提供を強化する。知的財産権代理信用評価管理の実施を推進し、全国専利商標代理公共サービスプラットフォームのウィーチャットのミニプログラムを整備・普及させ、「専精特新」などの中小企業に向けてサービス機構の評価情報の発信を強化し、企業が優良な代理機構をよりよく選択できるように支援する。工業中小企業の知的財産権運用のモデルケース育成を深く推進し、「製造業知的財産権大教室」などの一連の活動を実施し、専門機関が「専精特新」中小企業の運用能力を向上させるために良質なサービスを提供することを奨励する。各地方の知的財産権管理部門は、「知的財産権サービス万里行」シリーズの取り組みを十分に実施し、中小企業のサービス需要に対応し、知的財産権専門家グループを設立し、専門的な支援サービスを提供しなければならない。各地方の工業信息化主管部門は、知的財産権サービスプラットフォームを中小企業公共サービスモデルプラットフォームの育成対象に組み込まなければならない。

(十二) 企業の知的財産権の人材の保障を強化する。「専精特新」など中小企業の知的財産権マネジメント担当チームの構築を加速・推進し、企業の知的財産権専門人材の等級別分類評価と育成メカニズムの確立を模索する。各地方の知的財産権管理部門は、知的財産権の肩書きの宣伝に力を入れ、「専精特新」中小企業が知的財産権人材を組織して知的財産権の肩書き評価に参加し、採用業務を行うことを支援し、企業の知的財産権人材の現実的な保障と職業帰属意識を高めなければならない。

(十三) 知的財産権資金支援の強化。各地方の工業信息化主管部門、知的財産権管理部門は、中小企業の発展のための特別資金、「専精特新」奨励・補充資金、知的財産権関連資金などを十分に運用し、知的財産権による中小企業の革新的な発展を支援する各措置の実行を支援し、あらゆる知的財産権サービスを地方サービスバウチャー、革新バウチャー製品リストに組み入れ、各級の優良な中小企業に利益をもたらすことに重点を置く。

五、連携推進に力を入れ、措置の実施効果を確保する

(十四) 部門の連携を強化する。国家知的財産権局と工業信息化部は、中小企業の知的財産権業務の連携推進にさらに力を入れ、リソースの連結共有、政策の協調連携を強化し、共同で監督指導を行い、各措置の確実な実施を推進する。

(十五) 推進・実施を強化する。各地方の知的財産権管理部門と工業信息化主管部門は、協力を強化し、実際の業務と結びつけて、共同での政策の打ち出し、計画の制定、モデルケースの展開などの方式を通じて、ニーズのマッチングや情報共有などのメカニズムを確立し、業務責任をしっかりと果たして、知的財産権による「専精特新」中小企業の革新的発展支援業務の実効性を確保しなければならない。

(十六) 評価・インセンティブを強化する。各地方の知的財産権管理部門と工業信息化主管部門は、措置の実施や業務の展開効果を速やかにまとめて報告しなければならない。国家知的財産権局と工業信息化部は定期的に業績評価を行い、評価結果は国家の関連監察・インセンティブ、優良な中小企業の傾斜育成、知的財産権強国建設試験事業示範、国家小型零細企業起業革新示範基地認定などの業務の重要な根拠となる。

出所先：国家知識産権局 2022年10月13日付け

https://www.cnipa.gov.cn/art/2022/10/24/art_75_179782.html

※本資料はジェットロが作成した仮訳となります。ジェットロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記載するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェットロが保証するものではないことを予めご了承下さい。